

広島県告示第四百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
月見園地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
東広島市	西条町寺家	飯領	七二六番二七	標柱一号
			七二六番一	標柱二号から四号まで
			七二六番二	標柱五号
			七二二番	標柱六号
			七二三番一	標柱七号及び十号
			七二三番六	標柱八号
			七二三番一三	標柱九号
			七二六番二八	標柱十一号及び十三号
			七二六番四一	標柱十二号
			七二六番二三	標柱十四号